

## 指定介護機関申請届出一覧表

届出を要する事項	指定申請書・誓約書	廃止届	変更届	休止届	その他	
(1) 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設 <sup>(注1)</sup> 、介護老人保健施設、居宅介護を行う者、居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が新たに生活保護法等による指定を受ける場合	○ (※)					
(2) 既に指定介護機関である場合	・指定介護機関が現に指定を受けている事業とは別の事業を行おうとする場合 例：訪問介護を行っていた事業所が、現に行っている事業に加えて、通所介護を行おうとする場合	○ (※)				
	・事業者（開設者）が変更した場合 <sup>(注2)</sup> 例：A法人がB法人に吸収合併され、A法人の事業所をB法人が引き継ぐ場合（A法人からの廃止届、B法人からの指定申請）	○ (※)	○ (※)			
	・指定介護機関（事業所（施設））の所在地の変更			○		
	・指定介護機関（事業所（施設））の名称の変更			○		
	・指定介護機関の事業者（開設者）の主たる事務所の所在地の変更			○		
	・指定介護機関の事業者（開設者）の名称の変更			○		
	・指定介護機関の開設者が死亡、あるいは失踪の宣告を受けた場合 ・指定介護機関の開設者が業務を廃止した場合		○ (※)			
	・一時的に休止する場合			○		
	・休止した介護機関を再開したとき					再開届
	・介護保険法による指定の取消し処分を受けたとき					処分届 (※)
	・指定介護機関の指定を辞退しようとするとき <sup>(注3)</sup>					辞退届
備考	<p>表中に（※）がある届出は、平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受け、併せて生活保護法等の指定介護機関とみなされた場合は不要です。</p> <p>表中に（※）がない届出は、介護保険法の届出のほかに、生活保護法等の届出が必要です。</p> <p>介護保険事業者番号が変更となる場合は、変更届ではなく廃止届及び指定申請を提出してください。</p>					

(注1) 特別養護老人ホームについて、介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設の指定があった場合には、指定介護機関の指定があったものとみなされますので、指定申請は不要です。

(注2) 介護保険事業者番号が変わらない場合は原則として変更届を提出ください。ただし、法人Aと法人Bが合併して法人Cとなる場合、合併に伴う債権債務の承継や保険給付手続等に問題が生じる恐れがない場合には、事業者の希望に応じ、従前の番号の使用が認められることがあります。このような場合、法人Cの行う事業に対して新規指定が必要となりますので、法人A及び法人Bからの廃止届と法人Cから新規申請の書類を提出してください。

(注3) 地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設は、指定介護機関の指定を辞退することはできません。ただし、介護保険法の規定により指定を辞退したときは、生活保護法等による指定の効力も失うこととなります。

**生活保護法における介護扶助の適正実施のため、御協力のほど、よろしくお願い致します。**